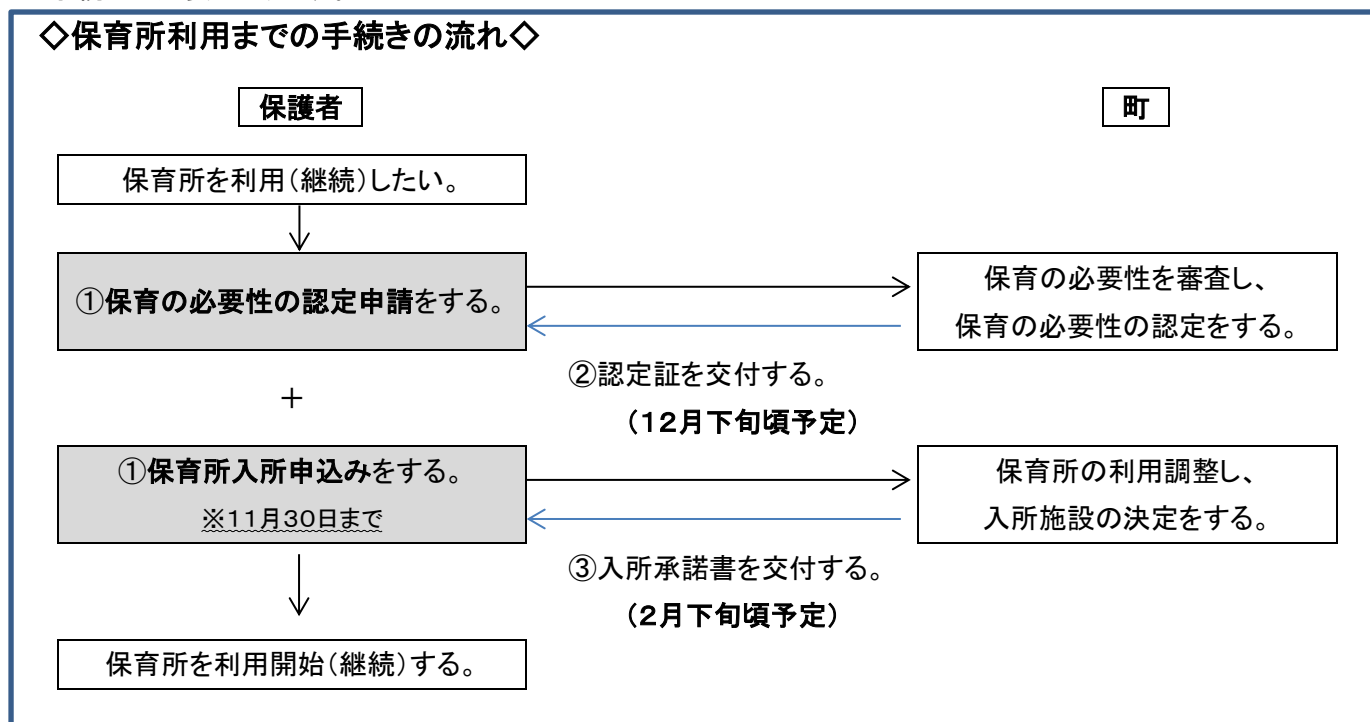


保育所新規入所申込みの手引き

保育所を利用するためには、「保育の必要性の認定申請」と「保育所入所申込み」の2段階の手続きが必要となります。

◇保育所利用までの手続きの流れ◇



【保育の必要性の認定について】

認定に関する内容は次のとおりです。

○認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量
2号	満3歳以上	保護者のいずれもが裏面の保育を必要とする事由に該当	保育標準時間
			保育短時間
3号	満3歳未満	保護者のいずれもが裏面の保育を必要とする事由に該当	保育標準時間
			保育短時間

○保育の必要量(保護者の状況を就労証明書等の書類にて確認し、保育の必要性の実態を踏まえて認定します。)

保育利用時間	事由(例)
保育標準時間(11時間保育/日)	保護者のフルタイム就労を想定した利用時間 ※1ヶ月当たり勤務時間: 120時間以上
保育短時間(8時間保育/日)	保護者のパートタイム就労を想定した利用時間 ※1ヶ月当たり勤務時間: 48時間以上 120時間未満

○保育時間

保育利用時間	通常保育時間	延長保育時間
保育標準時間(11時間保育/日)	7:00~18:00	18:00~19:00
保育短時間(8時間保育/日)	8:00~16:00	7:00~8:00 16:00~19:00

※延長保育の利用により保育時間を延長することが可能です。

○保育を必要とする事由

認定を受けるためには、保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

1	就労	2	妊娠・出産	3	疾病・障がい	4	同居親族の介護・看護
5	災害復旧	6	求職活動	7	就学・職業訓練	8	虐待やDVのおそれがある
9	育児休業取得中であるが、既に保育を利用している児童の継続利用が必要であると認められた場合						
10	その他、上記に類するものとして町が認める場合						

○認定期間

満3歳以上の子どもについては小学校就学前まで、満3歳未満の子どもについては、満3歳の誕生日までが基本の認定期間となります。ただし、次の事由に該当した場合は、基本の認定期間と比べていずれか短い方を認定期間とします。

事由	認定期間
就労	雇用契約期間が定められている場合はその終期まで
妊娠・出産	保護者の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動	保育所入所日等基準日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで ※求職活動を事由とした期間の延長は行いません。
就学	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
その他	事情を勘案して町が定めた日まで

【提出書類について】

保育所の利用を希望される方は、必ず受付期間内にご提出くださるようお願い致します。

【町内認可保育所について】

	保育所名	定員	保育可能年齢	住所・電話番号
私立	昭和保育園	120人	生後3ヶ月から	吉富町大字小犬丸575番地1 Tel.24-2564
私立	わかば乳児保育所	45人	生後3ヶ月から	吉富町大字楡生181番地2 Tel.25-0967
町立	吉富保育園 (こどもの森)	90人	満1歳から	吉富町大字今吉21番地1 Tel.22-6588

【保育料について】

「吉富町特定教育・保育施設の利用者負担額等に関する規則」に基づき、4～8月までを前年度住民税額により、9～3月までを現年度住民税により算定します。

延長保育料については、各園にお問合せください。

【問い合わせ・書類提出先】

吉富町大字広津226番地1

吉富町役場 子育て健康課 電話 0979-24-1133